

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 12 月 31 日まで

2. 内容

目標 1：小学校就学前の子を持つ社員が、勤務時間の短縮を希望する場合に柔軟に対応する。

<対策>

- 2022 年 4 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2023 年 10 月～ 個別対応開始

目標 2：2025 年 12 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 9 日以上とする。

<対策>

- 2022 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2022 年 4 月～ 有給休暇取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始